

◎身分証明書

請求先	本籍地の市区町村役場（戸籍担当課）
証明事項	禁治産・準禁治産の宣告の通知・後見の登記・破産宣告の通知を受けていないこと。
注意事項	本人以外が申請する場合は委任状が必要です。
有効期間	発行日から3ヶ月

◎登記されていないことの証明書

請求先	水戸地方法務局戸籍課，東京法務局後見登録課 (郵送での請求は，東京法務局後見登録課のみ)
証明事項	「成年被後見人，被保佐人とする記録がない」
証明を受ける方の情報	①氏名，②生年月日，③住所
注意事項	氏名，住所の記入に当たっては，戸籍や住民票などの表記と同じになるようお願いいたします。表記が異なる場合，提出書類として認められない場合があります。
有効期間	発行日から3ヶ月

◎商業・法人登記簿謄本（登記事項証明書）

請求先	水戸地方法務局法人登記部門，各支局・出張所
証明事項	法人の履歴事項全部証明書
注意事項	<p>変更届に添付する場合で，履歴事項全部証明書だけでは変更事項の確認がとれない場合は，必要に応じて以下の書類も併せて必要となります。</p> <p>&lt;閉鎖された事項の確認が必要な場合&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全部事項証明書（謄本）のうち閉鎖事項証明書</li> </ul> <p>&lt;登記されていない事項の確認が必要な場合&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・総会議事録等（議事録だけで内容が分かり難い場合は総会資料等も添付）</li> <li>・就任同意書，退職届，死亡証明（戸籍，住民票など）</li> <li>・その他，変更事項が確認できる公的文書等</li> </ul>
有効期間	発行日から3ヶ月

◎法人税または所得税の納税証明書

請求先	各税務署
証明事項	法人税または所得税の納付すべき額と納付額
注意事項	『納税証明書（その1 納税額等証明用）』を提出。 その他の証明書では不可。 直近の1年度分の証明書が必要。
有効期間	発行日から3ヶ月以内。

◎県税に未納がないことを証する納税証明書

請求先	各県税務署
証明事項	県税に未納がないこと
注意事項	『納税証明書（様式第40号の4（イ））』を提出。 その他の証明書では不可。
有効期間	発行日から3ヶ月以内。